

社会福祉法人清里町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清里町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員については報酬を支給しないこととし、理事会並びに監事監査、その他会議等へ出席した場合には、社会福祉法人清里町社会福祉協議会役職員旅費並びに会議等実費弁償支給規程に基づき、費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。